

旭川市給付型奨学金（高等学校等）選考基準

1 選考基準

保護者等の令和 7 年度市・道民税の税額控除前所得割額（保護者等が複数いる場合は合算）で順位付けし、額の低い順に選考する（旭川市奨学金支給条例施行規則第 4 条第 1 項）。

2 支給要件（旭川市奨学金支給条例第 3 条（1）～（6））を満たしていること。

- （1）保護者等が、令和 7 年 1 月 1 日から令和 7 年 7 月 1 日（基準日）まで継続して本市に住民登録があること。
- （2）保護者等は、生活保護上の高等学校就学費を受給していないこと。
- （3）保護者等は、旭川市奨学金及び仕度金の貸付において滞納がないこと。
※滞納がある場合は申請日までに解消していること。
- （4）保護者等は、市税に滞納がないこと。
※滞納がある場合は申請日までに解消していること。
- （5）保護者等の令和 7 年度市・道民税の税額控除前所得割額の合計が 1 0 0 円以上 8 5, 5 0 0 円未満であること。
- （6）次の要件を満たす生徒の保護者等であること。
 - ア 旭川市内及び近隣 8 町（鷹栖・東神楽・当麻・比布・愛別・上川・東川・美瑛）に所在する高校等若しくは通信制高校（所在地を問わない）に令和 7 年度に入学した高校 1 年生であり、7 月 1 日現在在学していること。
 - イ 令和 7 年度末で 1 8 歳以下であること。
 - ウ 令和 7 年 1 月 1 日時点で本市に住民登録があること。

3 申請書類

- （1）給付型奨学金（高等学校等）支給申請書
- （2）口座振替依頼書
- （3）在学証明書
- （4）保護者等の納税証明書（市税に滞納がないことの証明）

4 支給の決定

申請書類を提出した申請者について、支給要件を満たしているかを確認した上で旭川市奨学生等選考委員会の意見を聴いて、選考基準に従い予算の範囲内で支給を決定する。

5 支給金額

国公立	6 0, 0 0 0 円
私立	7 0, 0 0 0 円
通信制課程	3 0, 0 0 0 円